

総社市議会委員会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年10月13日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第33号

総社市議会委員会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

総社市議会委員会条例の一部を改正する条例（平成27年総社市条例第32号）附則に規定する施行期日は、平成27年10月14日とする。